

奈良^{つたえ}傳賞資格審査委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、奈良傳賞資格審査委員会と称する。

(意義)

第2条 日本のワイズメンズクラブ創始者である奈良傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。

(目的)

第3条 前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。

(位置)

第4条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第5条 本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者6名の委員で構成され、理事が委員長となる。

(任期)

第6条 理事を除く委員の任期は1年とする。ただし、連続して6期までの再任を妨げない。
2. 途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(受賞者の資格)

第7条 会員で、ワイズメンズクラブおよびYMCAでの働きが顕著であり、ワイズメンズクラブの会員歴が30年以上、満70歳以上の者。
表彰は毎年1名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。
2. 前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員

(受賞者の発表)

第8条 前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年4月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。
2. 受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。

(付則)

第9条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正 2003年6月14日 改正 2004年4月4日 改正 2005年11月28日 改正
2001年7月1日 施行 2003年7月1日 施行 2004年4月5日 施行 2005年11月28日 施行
2009年4月5日 改正
2009年4月6日 改正